

**基本目標： 人権の尊重・社会参加の促進**

障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進する。

また、障害のある人や障害に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行う。

**< 施策の方向性： 7 > 障害のある人の人権の尊重と保障****【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】**

障害のある人の人権に関する市民啓発については、小倉南障害者地域活動センターや門司障害者地域活動支援センターで啓発イベントを実施し、約2800人（平成18年度～22年度）の参加者を集め、障害に対する理解を深めた。

障害のある人の視点に立ち、「何が差別にあたるのか、何が権利侵害にあたるのか」等について障害関係団体等からの意見を聞くとともに、市民や企業等が障害のある人の人権を正しく理解し、実践するきっかけにつながるよう、関係団体との協働により、（仮称）障害のある人の人権啓発冊子を作成した。

平成24年10月からの障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止センターの設置など障害者虐待防止の体制整備についての検討に着手した。

## 【現状と課題 7-1】

### 障害のある人の人権の尊重

障害の有無に関わらず、誰もが同じように、地域で安心して、自分らしい生活を送ることができる社会を実現するためには、人間としての尊厳や基本的人権が守られるとともに、自己実現が可能となる環境が必要である。

実態調査によると、これまでの日常生活の中で障害を理由とした差別や人権侵害などの経験がある人の割合は、身体障害20.3%、障害児38.0%、知的障害35.0%、精神障害37.0%となっている。

その内容としては、「じろじろ見られたり、指を指されたりした」「いじめや暴行を受けた」「陰口をたたかれた」などが多く挙げられている。

また、障害者差別の防止策としては、「学校の授業などで人権の学習をする」をあげた人が多く、さらに、障害者理解推進の取組みとしては、「啓発・広報活動の推進」をあげた人が最も多くなっている。

市民が障害のある人と直接ふれあう機会は少ないことから、障害について正しく理解されていないことがある。

障害のある人の地域生活への移行は、地域の理解と協力がなくては進めることはできない。これは障害者支援計画の基本理念の実現につながる最も基本的な課題である。

国連総会で採択された障害者権利条約への署名など、国内では大きな動きがあり、本市でも関係団体による障害のある人たちの人権を考えるシンポジウムの開催などが行われている。

障害のある人は、様々な物理的、心理的障壁のため不利益を受けることが多く、その自立と社会参加が阻まれていることがある。

障害のある人の中には、虐待にあったことを誰かに伝えたり、虐待の証拠を示すことができない人もおり、虐待被害が表面化しない場合があるなど、障害のある人への虐待に対する保護の仕組みが制度化されていなかった。



## 【今後の方向性】

広く市民に対し、障害のある人に関する人権教育や人権啓発などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する地域社会の理解と協力を得ていく。

幼児期・学齢期における効果的な人権教育をはじめライフステージ全般にわたる啓発活動に取り組む。

今後、障害のある人の人権の尊重を推進するため、国における障害者差別禁止法（仮称）制定の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等についての当事者や関係団体との幅広い議論が必要である。

障害があることによって社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、権利擁護にかかる体制を整備する。

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されることから、障害者虐待防止センターの設置や養護者による障害者虐待の場合の必要に応じた立ち入り調査の体制づくりなど、障害者虐待防止の体制の整備を検討する。

## 【基本的な施策 7-a】

### (1) 市民啓発の推進

障害や障害のある人への正しい理解を推進するには、行政や福祉関係者のみならず地域や学校、企業など、市民全体で取り組むことが必要なため、様々な機会をとらえ、障害に対する人権教育の充実を図るとともに啓発活動を継続的に実施する。

#### 人権教育の充実

各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者に対しても正しい理解を深めるための研修会を実施するなど、人権教育の充実を図る。

#### 啓発・広報活動の推進

ア 障害者週間を中心に障害者の日記念行事などの開催や障害当事者の講師による研修会、出前講演などの取り組みを推進する。

イ 障害のある人の人権尊重について、より多くの市民や企業等が正しく理解し、実践を促すきっかけとなるよう、障害関係団体と連携して、(仮称)障害のある人の人権啓発冊子を活用した効果的な啓発活動に取り組む。

ウ 市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進する。

## 【基本的な施策 7-b】

### (2) 権利擁護の推進

家族や親族などを含め、市民一人ひとりが、何が権利の侵害に当たるのかを十分理解し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動を実践する姿勢を育むことができるよう、各種の施策を推進する。

#### 人権施策の推進

人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とした北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組んでいく。

また、障害者差別禁止法(仮称)の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等について、障害者自立支援協議会の権利擁護部会におい

て当事者や関係団体等との意見交換を行う。

### **福祉サービス提供事業者の人権侵害の防止**

障害のある人が、安心して福祉サービスを利用できるよう、関係者への人権に関する研修を充実させるとともに、監査体制の充実や苦情処理体制の確立など、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。

### **権利擁護の推進**

ア 障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進する。

イ 日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う地域福祉権利擁護事業を実施し利用者の判断能力が衰えた場合に、成年後見制度への橋渡しが円滑に行われるように努める。

### **成年後見制度の利用促進及び普及啓発**

ア 成年後見制度の利用が困難な障害のある人などについては、市長が代わって審判の申し立てを行う。また生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進する。

イ 北九州成年後見センターと連携・協働し、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発活動を行う。

### **障害者虐待防止の体制整備**

ア 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うため、障害者虐待防止法の概要（趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等）について、市民、障害者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むとともに、地域における効果的な連携協力体制を整備する。

イ 平成24年10月から施行される予定の障害者虐待防止法については、今後、法律の具体的運用が示されることから、本支援計画策定後も国の動向を踏まえ、障害者虐待防止の体制を整備していく。

## < 施策の方向性：8 > 社会参加の促進

### 【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の社会参加の促進のため、外出時にヘルパーを派遣する移動支援事業について、利用要件の緩和や周知を進めた結果、見込みを大幅に上回る利用があった。

障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室の開催、障害者スポーツサークル等による各種スポーツ大会の開催や選手派遣への助成など、障害者スポーツの振興に向けた取り組みを行った。

施設が老朽化し、障害のある人の多様なスポーツニーズに対応できていなかった旧・障害者スポーツセンターに代わり、屋内プールやトレーニング室等を備え、障害のある人をはじめ、すべての市民が安心して利用できる、新たな障害者スポーツセンターを小倉北区三郎丸に整備した。

障害者福祉会館において、障害のある人のニーズに応じた生活関連や趣味などの講座を開催するとともに、美術や音楽等に関するサークルに対し、練習など活動の場を提供したほか、障害のある人が制作した美術作品の展示やステージイベントを行う障害者芸術祭を開催するなど、障害のある人の芸術・文化活動の推進を図った。

障害のある人が安心して外出できるよう、内部障害のあることを表示するハート・プラスマークについて、本人へのカードの配布や公共交通機関への掲示を行うとともに、身体障害者駐車区画の適正な利用を推進するため、福岡県が実施するパーキングパーミット制度（ふくおか・まごころ駐車場事業）に積極的に協力し、制度の普及を図った。

## 【現状と課題 8-1】

### 活動の場の確保

障害のある人に対し、様々な学習の機会やスポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動等外出の機会を提供することは、活力ある豊かな生活を支えるうえで欠かせないものである。

障害があるがゆえに自己表現をできない人にとって、芸術・文化活動等は自己を表現・実現する取組みとして重要である。

障害者スポーツは、障害のある人の社会参加の促進や余暇活動、市民の障害のある人に対する理解の促進など様々な意義を持っており、親しむ人は増えているが、そのニーズは健康づくりから競技能力の向上まで、幅広く多様なものになっている。

実態調査によると、参加している社会活動としては、障害の種類にかかわらず、「買い物」が最も多く、次いで「ドライブや旅行」「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」の割合が高くなっている。

また、今後参加したい社会活動としては、買い物、旅行、スポーツ・レクリエーション、カラオケや映画などの娯楽が上位になっている。

一方、同調査によると「特に何もしていない」人が2～3割程度みられ、今後についても「特に何もしたくない」と回答した人が、身体障害、精神障害、知的障害いずれにおいても2割程度と決して低くない数字となっていることから、さらに社会参加を促し、外出等を抑制している要因を取り除く取組みが求められる。

同調査によると、今後してみたいスポーツとしては、どの障害でも「水泳」が最も多く、そのほかでは、身体障害や精神障害のある人が「スポーツジムなどの利用」、知的障害のある人が「ボーリング」が多くなっている。

ボランティアの活動は、福祉、教育、環境及び人権擁護など多岐に渡っており、社会を支える重要な存在となっている。特に、障害のある人にとっては、社会参加を促進する上で、欠くことのできない重要な役割を担っている。また、様々なボランティア団体や保護者のグループなどは、活動を特定の人に依存している場合が多く、他の団体とのつながりも少ないなどの課題を抱えている。

障害者スポーツの種類が増加、ニーズの多様化などに対応するため、支援するボランティアの専門知識や技術の取得を支援し、資質を充実させる必要性が高まっている。



### **【今後の方向性】**

障害のある人の外出する機会が増えるよう、ハード、ソフトの両面から支援を行い、社会参加に対する制限を解消していく。

障害のある人が、ライフスタイルに応じて、身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の興味や必要に応じて、スポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動、生涯学習などを行える環境を整備していくため、関係者間で検討を行っていく。

障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、ボランティアの育成や団体のネットワークなどの仕組みづくりを検討するなど、身近な地域での活動を支援する体制を構築する。



## 【現状と課題 8-2】

### コミュニケーション手段の確保

日常生活においてコミュニケーションの確保が難しい障害のある人、特に視覚や聴覚に障害のある人の中には、その障害特性のため、情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあり、社会参加や自立促進の障壁となっている場合がある。

技術革新と情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など社会環境の急激な変化に的確に対応していく必要があるが、障害のある人が利用しやすい施設や教材などの環境整備が十分ではない。



### 【今後の方向性】

社会の高度情報化が進展する中で、障害のある人もその利便性を十分享受できるよう、各種情報提供手段の充実に努め、障害の態様・程度に応じて、豊かな情報を迅速に提供できる体制を整備していく必要がある。

障害があっても社会的に提供される情報を的確に収集できるよう、支援の充実に努めるとともに、一般市民における障害や障害特性の理解を広め、障害の有無にかかわらず情報を共有し合える環境の整備も必要である。

## 【基本的な施策 8-a】

### (1) 外出支援の充実

ハード面だけでなく、ソフト面からの支援によって、障害のある人の外出手段を確保する。

#### 移動手段の確保

ア 公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行う。

イ 障害のある人や高齢者など、単独では公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）を引き続き行い、移動支援の推進に努める。

ウ 精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続ける。

#### 移動支援の充実

障害者自立支援法で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、地域生活支援事業として移動支援事業などが位置付けられており平成23年度には、介護給付に重度視覚障害のある人を対象とする同行援護が新設された。

今後とも、障害のある人の外出に必要なサービスについては、適切なケアマネジメントを実施に努める。

#### 身体障害者補助犬の普及と啓発

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取り組みを推進していく。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に適確に対応していく。

#### 身体障害者用駐車区画の適正利用の推進

本市におけるモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである身体障害者用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、福岡県におけるパーキングパーミット制度であるふくおか・まごころ駐車場事業の市民への着実な普及・浸透を図る。

#### 外出意欲を高める仕組みの検討

障害のある人の外出について、外出した際の移動等の支援にとどまらず、外出意欲の向上につながる仕組みを検討する。

## 【基本的な施策 8-b】

### (2) スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

障害の有無に関わらず誰もが身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等が楽しめる社会を実現するための環境整備を行い、豊かで潤いのある暮らしができるような取り組みを行う。

#### レクリエーション、芸術・文化・余暇活動の推進

ア 障害者福祉会館などで開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体などと連携しながら、芸術・文化活動の場や成果発表の機会の確保などに努める。

イ 障害のある人の余暇活動を目的としたボランティア団体やグループに対し、人材の育成や団体のネットワークの構築などについて検討する。

ウ 障害者団体等が実施しているレクリエーション・余暇などを支援する。

#### 障害者スポーツの振興

ア 障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康増進や社会参加意欲を助長し、さらには、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものとして、これまでもその普及が図られ、大きな成果を上げてきた。

今後とも障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進する。

イ 障害のある人が身近な場所で安心してスポーツが楽しめるよう、一般のスポーツ施設のバリアフリー化を計画的に推進する。

ウ 障害のある人が一般のスポーツ施設を気軽に利用できるよう障害のある人もない人も、ともにスポーツが親しめる環境の整備に努める。

エ 新たな障害者スポーツセンターが、障害のある人のスポーツや芸術文化活動の拠点として利用できる施設になるよう努める。

オ 障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、一緒に競技することのできるふうせんバレーボールのさらなる普及・振興を図ることにより、障害及び障害のある人への市民の理解を深める。

カ 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、ふうせんバレーボール関係者による海外への普及活動を支援することなどにより、障害者スポーツ分野における国際協力の推進を図る。

## 【基本的な施策 8-c】

### (3) 障害者当事者及び、ボランティア活動の促進

障害のある人の当事者活動は、障害のある人の生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要である。そのため、ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動等を積極的に支援する。

ボランティア活動に対する支援や人材育成が行えるよう環境整備に努める。

#### 当事者活動の促進

障害のある人やその家族によるピアカウンセリングやセルフヘルプ活動等の当事者活動は、同じ悩みを持つ人たちが集まり助け合うことで、孤独感を癒し、自分への自信を取り戻し、障害を受け入れるようになるなど、自分らしい生活を送る上で、重要な役割を果たしている。そのため、今後とも情報の収集や提供など、当事者活動への各種支援の充実に積極的に取り組む。また、障害者団体等による国際協力を図る。

#### ボランティア活動に対する支援

ア 手話奉仕員や朗読奉仕員などの養成講座を継続して開催するとともに、養成修了後のボランティア活動につながるきっかけづくりを推進する。

イ ボランティア活動をする側とボランティアを依頼する側とをコーディネートする機能を充実させ、障害のある人たちの障害特性やニーズに的確に応えられる体制の整備に努める。

## 【基本的な施策 8-d】

### (4) 情報提供とコミュニケーション支援の充実

- ア 障害の状態などによっては、情報収集が困難な場合があり、このような状況を改善するためには、ITの活用が有効であるため、障害のある人が、必要な情報を容易に入手できるよう、障害福祉情報センターの充実を図るとともに、ITの活用をはじめ、様々な媒体の開拓に努める。
  
- イ 情報収集が困難な障害のある人への情報提供や情報（コミュニケーション）支援については、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、ビデオライブラリー）の充実を図るとともに、要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施する。
  
- ウ 視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実を図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する公文書等について、音声で情報を読み上げる音声コードの貼付を進める。
  
- エ 講演会や講座において、補聴器の聴こえをよくする磁器ループの使用を推進することにより、耳の聴こえに障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人のこれらの行事への参加を促進し、聴こえづらさによる社会参加への不安・抑制の軽減を図る。
  
- オ 意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する支援員を派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の一層の利用促進に努める。